

Jonathan Riley-Smith,

*The Feudal Nobility and the Kingdom
of Jerusalem, 1174-1277*

八 塚 春 児

本書の著者 Jonathan Riley-Smith は六〇年代後半より聖地の十字軍國家に関する研究を次々に発表しており、現在の所、本書の他に *The Knights of St John in Jerusalem and Cyprus, c. 1050-1310*, London, 1967、他論文数篇がある。

十字軍國家の國制史については、J. L. La Monte の *Feudal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1100-1291*, 1932 が古典的地位を占めており、例えど、S. Runciman, *A History of the Crusades* などエルサレム王國の制度に関する部分 (vol. II, p. 299 ff.) を殆どこれに依っているが、その「純粹封建制」論にも見られる如き、彼の靜的な捉え方に対しては批判がなされて来た。戦後は、J. Richard、J. Prawer、H. E. Mayer 等によって研究が進められ、特に Prawer による初期の王權についての研究には注目すべきものがある。尤も、Assise sur la ligece の段階に王權の弱体化の徴候を見る彼の主張は必ずしも一般化したとは言えないが、一二世紀、特に一一八七年以前の王權が比較的实力であったこと、従って一三世紀に書かれた法書の描く像をそのまま適用できないことは認めねばならないだろう。著者が「何

故七〇年後には王權は弱体なものとして描かれることになり得るのか？」という問題を提出するのはその故である。しかし、著者も述べている如く、一三世紀については個別研究か或いはナラティヴな通史のみで、こうした問題を正面から扱った研究はあまりなされて来なかった。著者は一三世紀の領主達の政治理念、及び彼等が如何にそれを実現しようとしたかを經濟的・政治的コンテクストの中に考察することにより、それを解明しようとする。

本書は大きく二部に分れており、第一部では背景としてエルサレム王國の封建制度や所領經營の概観を行ない、第二部が本論になっている。そこではまず法律學派の形成とその政治理念の解明を行ない、次いでその主要テーマである Assise sur la ligece とバイイ職の問題を中心に、政治的事件の推移を追って考察がなされて行く。内容は非常に広範に亘っているため、個々の事例の当否にまで立ち入ることはできないが、以下、叙述の順に従って各章毎に概要を紹介しつつ、気づいた点を述べて行きたい。

I Lords and Lordships

1 Feudalism in Palestine

まず封建制の概念規定を行ない、それが適用された人々にとつて、支配、所有、社会的地位が個人的契約による人的結合に基づいているシステムと規定する。それは西欧では七・九世紀に古い行政組織の衰微により成立したものであり、貨幣經濟の復活や都市の成長に従って衰退する。一方、エルサレム王國では、確かにそのような契約關係のシステムが一三世紀の法書中に描かれているが、この地は既に發達した行政、繁栄した都市、貨幣經濟を伴

った地域であり、その故に、バレスティナの封建制は実際には不適当で腐敗しており、用語のルーズな定義によって性格づけられるものに過ぎないとする。こうした貨幣経済と封建制の関係については、周知の如く我国では所謂「最盛期」の問題と結びついて、又、特にここで問題になるフィエフ・ラントと関連してもかなりの詳論が行なわれており、そうした我国の情況から考えても、少し簡単に過ぎると思われるが、これについてはそれ以上の議論は行なわれず、以下、封の形態、サーヴィス、授封と継承、騎士、バロン等について個々の考察が行なわれている。

2 Lords, Lordships and Vassalours

最初にエルサレム王国の主要な領主の家系を列挙し、彼等は互いに親族関係によって結ばれていたこと、特にイブラン家は一三世紀半ばまでに重要なすべてのフィーフ及びエルサレム、キプロス両王家との親族関係を確立していたことを述べる。次いで領主の領国支配、法的権利、城砦経営等を説明し、最後に陪臣に関して、陪臣領の実態、その家系、複教主君より封を得る場合、主君に対する財政的サーヴィス等について述べている。特に *Assise sur la ligece* (以下 *ASL* と略) については少し詳述し、これは理論的には陪臣の権利を強化するものであったが、現実には疑問であったとして、例外を列挙する。*ASL* の陪臣層に対する効果についての疑問は、既に *Debarer* によっても出されているが、ここでは *Drawet* のように下級領主の少数大領主への依存という情況の提示によってではなく、*ASL* の全般的な滲透への疑問という形でなされている。尚、*ASL* の国王―封臣関係についての問題は第二部で詳述される。

3 The Domain in the Countryside

バレスティナの領主の収入源は農村、都市、港が主要なものであったが、本章ではそれらの内、農村の経営について述べられている。まず農民と村落の状態を説明し、農地は果樹園と耕地、牧場等からなっており、他に重要なものとして塩田と砂糖黍農園があったこと。租税は従来のヘラージュを継承し、賦役は殆ど存在しなかったこと、領主の大部分は都市に集住する不在領主であり、村落の経営は *Feus* 指導下の長老会議によって行なわれ、領主のエージェントとして通訳や書記と呼ばれるものがいたこと、王国の財務や登記の中心機関である *Grant Secrete* の職掌と機構、等を叙述し、総じてムスリム時代との強い結びつきが示唆されている。

4 The Domain in the Towns

バレスティナの経済は都市によって主導されており、本章には量的にも大きなウェイトがかけられている。都市の重要性は第一に国際交易の拠点としてであり、それはヌラディン、サラディンによる近東の安定に従い一八〇年代以後活発化し、アッコンは一三世紀にはコンスタンティノープルやアレクサンドリアに比肩するようになる。以下、商品の列挙、港市の収益、港・道路に対する国王の特権と領主によるその蚕食、商人に与えられた特権等が述べられる。特に商人の特権については詳述されている。この地には西欧人以外の種々の商人も訪れ、都市には商人以外に様々な職種の住民がいたが、ギルドは存在しなかったらしい。次いで、都市が領主にもたらす収入として諸税を列挙し、個々に考察している。徴税は *Cour des Bourgeois* を始めとする諸下級法廷が兼

ね、特に港や市場の法廷は徴税の他にフィエフ・ラントの支払い業務を行っていたが、著者はこれをパレスティナの官僚制の洗練を示す最良の例としている。それら諸法廷についてはそれぞれその業務や組織についての説明が加えられている。

最後に以上第一部のまとめがなされており、聖地では西欧封建制が古来の支配機構を排除せず、その上にかぶさり、それによって影響を受けたとする。即ち、この地には貨幣経済が持続されており、村落や港の支配は従来の組織を維持して、洗練された官僚によって経営され、領主は都市に住む年金生活者 *hennier* であった。そして、交易の繁栄は領主に大きな収入をもたらし、彼等とその家臣に有閑生活を可能にし、それが後述される法律学派形成の背景になったのである。交易は一二三〇年代に最盛期を迎え、その時バロンの運動も最高潮に達する。しかし一二五〇年代以後交易は衰退し、領主は危機を迎える。彼等は防衛のために常に大きな支出を必要としており、収入の一時的な低落でさえ大きな打撃となったのである。このことにより、エルサレム王国の領主達は特に経済的関心が強く、彼等は理想よりも収入を確保するための政治的な選択を行なった。こうして第二部に結びつけられて行く。

ところで、ここに見られる交易の衰退（通商路の変化による）と聖地国家の滅亡とを結びつける説はかなり一般化しつつあるようだが（最近のものは W. H. McNeill, *Venice, the Hinge of Europe, 1081-1797*, 1974, p. 36. に見られる）、本書では特に領主達の動向と結びつけて述べられているのが注目すべき点である。又、領主達が理想より収入確保を重視したという結論は、態

々言うまでもないことのように思われるが、これは屢々聖地国家では理想的法制が自己目的化されていたかの如く主張されることへの批判であろう。第二部でもその視点は持続されている。

II Constitutional Conflict

5 The Fathers of the Baronial Movement

本書の表題になっている一七四年とは、ボードゥアン四世がエルサレム王に即位した年である。一三歳で即位した時、既に癩病に冒されていた彼の治世に、初めてバロン党がその理念を表明したとされ、それはトリポリ伯レーモン三世の摂政職要求に始まる。この時、後に法律家達によって彫琢されることになる議論 *plus droit heir apparent* が利用され、後のバロン党の父祖とみなされる党派が形成されたという。通説によれば、彼等は古植民の土着バロン達であり、以後、イスラム勢力との和解を求める彼等と新来の攻撃的冒険家との間に対立が生じるとされる。これに対して著者は再検討を加え、集権化を計る国王が外部から導入した顧問達と政策決定の場から追放された旧来のバロン達との対立を一要素として指摘する。そしてボードゥアン四世を取巻くサークルが冒険家よりむしろロイヤリストからなっていたかどうかを調べねばならないとする。この視点は極めて興味深いものであるが、にも拘わらず以下の叙述では必ずしもそれが十分に展開されていまいように思われる。著者は他の二つの要素として、サラディンの脅威下に強力な支配が必要であったこと、ボードゥアン四世の病気により、彼の姉妹シビルとイザベルの王位継承を巡って紛争が生じることを挙げ、むしろこの二つの要素に両派の対立を

結びつける形で論述がなされている。以下、ギー・ド・リュジニヤンのクーデターに到る事件経過を述べ、バロン党の側は法制的にも実際の勢力の上からも必ずしも優勢ではなかったという指摘など、一定程度注目すべきものもあるが、結局、もしギーの暗愚とレーモンの野望がなかったならば問題は起こらなかったかもしれないという昔ながらの結論に帰着する。しかし、ともかくバロン運動がこれによって形成され、以後、イザベルの継承問題を焦点に成長して行くとして、ハッティーンの戦以後の情况分析に移って行く。

ここではアンリ・ド・シャンパーニュとイザベルの結婚までの経過が叙述され、王国の大半の喪失と第三回十字軍による再征服という特殊な国制的情况が生じていたことを指摘する。即ち、征服の権利に従い、再征服地は自動的にエルサレム王に復帰せず、征服者の処分に帰するという原則である。ここからギーのアッコ征服の努力やコンラード・ド・モンフェラのサラディンとの交渉を説明し、コンラードの選出がオート・クルルによるのではなく、征服者である十字軍士によってなされたことを指摘する。又、この一連の事件の背景に強力な支配者を求めるバロン党の要求があったとするが、この間の叙述では、オンフロワとイザベルの離婚問題の部分を除いて、バロン党の動きとしてはあまり明確に述べられていないように思われる。

6 A School of Feudal Jurists

最初に、エルサレム王国において法律に関する名声を持っていた人々を、前期(一二四三年以前)、中期(一二四三〜七〇年)、後期(一二七〇年以後)に分けて列挙し、彼等は大部分バロン党

で、互いに密接な血縁・婚姻・臣従関係(中心はイブラン家一門)にあり、世代間には親子の結合の他、法理論の直接的継承関係があったことを指摘して、ここに法律学派が形成されていたことを結論づける。そして、こうした法律学派形成の原因として、一つには王国の貴族達の法律への興味を挙げ、その条件として第一部の末尾に述べた彼等の都市集住とイタリア商人・教会人との接触を指摘する。しかし彼等が実際に法律の知識を身につけたのは法廷の実務においてであり、以下、王国の裁判制度の考察の中に学派形成の原因が探られる。一つはASLにより大部分の封保有者がオート・クルルのメンバーになったことであり、通常の領主法廷への参加と相俟って彼等に法廷で活動する多くの機会が生じ、法律知識の必要が高まったことである。次に弁護士人の存在があるエルサレム王国では訴訟当事者の要求により同僚の中から弁護士が指名されたが、良き弁護士を得れば有利なことは当然であり、こうして学識あり熟練した法律家グループが騎士の中から出現する。最後に成分法の欠如が挙げられる。初期の王国には所謂 *Letras dou Sepulchre* と呼ばれるものが存在したが、サラディンによる征服に際して失われてしまったとされている。法廷の記録が行なわれるようになるのは一三世紀後半からであり、その間は古法の完全な忘却を恐れて法書が編纂され、その中には過去の記憶や權威ある老人からの伝聞が保存された。こうした古法が議論され記憶されたのが上述の法律学派であり、法廷で騎士達が頼ったのも彼等だったのである。

そこで最後にそうした法書や年代記の中に見られる彼等の理念が考察される。古法の喪失により一三世紀の法律家達は初期の時

代を神話化し、彼等の理念を第一回十字軍直後の事態の説明の中に表明した。即ち、聖地の主権は十字軍士たる移民大衆に属していたのであり、ゴドフロワ・ド・ブイヨン選出の経過には一種の社会契約論が見られるという。立法に際しても家臣の主導性が主張され、国王は法の遵守を誓約し、裁判は家臣によって構成される法廷で行なわれ、国王もその決定に束縛された。かくして、法書の叙述からは裁判・立法におけるオート・クルルの大きな権限が結論される。本章の末尾にはこれに対する問題点と次章への展望が提示されている。即ち、一つは、オート・クルルの権力は王権に直結していた故に王が弱体化すればクルルも弱体化したことであり、今一つは、法書の叙述は国王が最高封主としての権利のみに満足しているという状況を仮定しており、実際には国王にそれを強制するための制裁が必要であったことである。次章では、一一八〇―一二三一年の国制史を、こうした法律家の理論と彼等が自分達の自由になると信じた制裁の試みとを中心に考察して行く。

7 The Assise sur la Liege

最初に中世の王権の複合的性格を指摘し、次いで、エルサレム王国の非集権的性格を強調する通説を挙げ、その再検討として、公的権利を持つ君主としての王権と封建契約に束縛された最高封主としての王権という二つの原理の闘争が、エルサレム王国にも存在したことを主張する。そして強力な王権の例として、1 非常時総動員制、2 一二世紀の国王大権とその表現としての所謂ポードゥアン三世の *assise*、3 外敵の脅威下の国王の精神的な力、4 豊かな王領、を挙げている。しかし、これらの内、2 は以下の叙

述で少し問題にされるが、1 と 3 はその効果が不明確であり、4 の王領は重要な問題だと思われるが、ここで簡単に述べられているだけで、他の部分では殆ど触れられていない。ために、この指摘と以下の叙述との結びつきに明確さが欠けるように思われる。

ともかく、国王側の強権的政策に対するバロン側の対応として、著者は法律家達が展開した「ASL のバロンの解釈」を挙げる。これが本書の主要テーマの一つをなすのであるが、その根幹は国王の随意な行為に抵抗する法的根拠とその抵抗方法であり、具体的には、国王はオート・クルルでの裁判なしに家臣の逮捕や領地没収をできないこと、国王が裁判を拒否し、或いは判決を実行しなかった時、家臣は実力行使やサーヴィス引き上げによりそれを強制することである。しかしこうした制裁の有効性は、すべての家臣が常に一致して行動し、一方、支配者が彼等のサーヴィスにのみ頼っていることが条件になっている。著者の言葉によればそれは「ドリームランド」であり、そこに「ASL のバロンの解釈」の限界があった。以下、具体的な事件経過の中にそれを考察して行く。

まず一一八八年のアモリー二世暗殺未遂を巡るティベリアスのラウール追放事件が取り上げられる。この時、恐らくポードゥアン三世の *assise* に拠って裁判なしにラウールを追放しようとする国王に対してラウールは初めて ASL を対置したのであり、国王の拒絶に対して家臣達はサーヴィス引き上げを行なった。しかしこれは必ずしも効果がなく、実際にはラウールは国外へ退去し、アモリーが没するまで帰国し得なかった。但し、この時オート・クルルが一致して行動した点が後世の法律家に影響を及ぼ

したという。

次いでフリードリヒ二世の十字軍が考察される。彼は周知の如く病氣により出発延期を余儀無くされたが、それは二つの重要な結果をもたらした。即ち一つは教皇による破門とそれに続く教皇軍の南伊侵入であり、今一つは十字軍の主力がフリードリヒ到着以前に聖地を離れてしまい、彼は聖地で小数の兵力しか用い得なかったことである。叙述はキプロスを巡る紛争に始まり、内乱に到るまでを描いた上でエルサレムに移る。フリードリヒがスルタン、アル・カーミルとの交渉によりエルサレム回復を果たした後、聖地のバロン達との間に紛争が生じた。その原因の一つとして、ダマスカスとの経済的関係の指摘（海岸諸都市はダマスカスの外港であった）は興味深い。ここで問題になるのはフリードリヒのバロンに対する強権政策であり、具体的には裁判なしにバロン達からフィーフを没収しようとしたこと、及びある所領の継承問題に関してオート・クルの判決に従わなかったことである。これに対して、バロン達は前者については実力行使により、後者についてはサーヴィス引き上げにより、いずれも皇帝の試みを打ち砕くことができた。かくてこの度はASLの制裁が成功したのであり、著者はこれによって「ASLのバロンの解釈」が強権的支配者に対する万能薬としてバロン達の心中に固定したとする。しかし彼等はフリードリヒが上述の如く弱体な立場にあったことを忘れていたのであり、そのことは次の段階で明らかになるとされる。それはアッコ・コミュニオンである。一二三〇年に教皇と和約を結んだ後、東方政策を再開したフリードリヒが聖地に艦隊を派遣し、ジャン・ディブランの所領であったペイルートを包囲し

た事件に際し、アッコにバロン、騎士、ブルジョアからなるコミュニオンが結成された。著者は、コミュニオン設立の事情についてのPravurの説を批判した上で、これは皇帝軍に対してASLの適用が失敗した後の唯一の抵抗手段であったとする。即ち、パリアン・ド・シドンのオート・クルにおける要求（クルの判決までペイルート包囲解除を要求）が拒否され、領主達によるペイルート実力解放の試みが失敗したことにより、皇帝軍に対して騎士ばかりでなく可能な限り多くの自由人を結集する手段としてコミュニオンが形成されたというのである。この情況の中に著者は上述した「ASLのバロンの解釈」の弱点を見る。即ち、その制裁力は強力な外国兵や傭兵を自由に使用できる支配者には効果がなかったのである。この「ASLの悲しき挫折」の中に著者は領主達の政治理念の欠陥が暴露されているとし、それにも拘わらず四半世紀後の法書中にはASLが万能薬として扱われ続けていることを指摘して、彼等は自らの国制理念に従って幻想の国家を熱心に描いていたに過ぎないと結論づける。

法書の描く像が一二世紀についてはそのまま適用できないことが近年は定説になっていると言えるが、一三世紀についてもその有効性を疑う著者の主張は興味深い。ただ、一二三二～三三年という短期間の情況のみからこのような断定的な結論を出しても良いかどうかについては疑問が残る。最終的には皇帝軍は聖地から駆逐されるのであり、少なくとも一二四三年の戦争終結までを本章の考察範囲に入れねばならないのではないだろうか。その間の叙述は、次章で別の視点から行なわれている。

8 The Bailiage

まずエルサレム王国におけるバイイという言葉の用法について説明し、摂政と王の代理人との二種の意味に大別できるとする。

そして、摂政の種類六種及び代理人職について、その権限を中心に個別に考察している。一三世紀には聖地に常住する国王が殆どおらず、領主達にとって、バイイ職の法を自分達の政治的目標に適合させることが重要な課題であった。

次にブルジョアの政治参加を巡る問題に触れ、イタリア都市やブルジョアの代表を含んだ「議会」と呼び得るものの存在に言及する。一二世紀には課税の問題と結びついて第三身分の出現を予想させる例も存在したが、一三世紀にはそうした例はなく、又、彼等はオブザーヴァーで決議には参加せず、結局、彼等は聖地防衛に必要な有力者として重要な国制的決定に無言の同意を与えるため出席したのだとされる。そして、もし一般税の試みが更新されていたら、ブルジョアは代表を送ったかもしれないとして、何故一三世紀には課税の試みがなされなかったかについては述べていない。

続いて再びロンバルディア戦争の叙述に戻り、バイイ職を巡る皇帝側とバロン側との闘争を中心に、皇帝・教皇関係を絡めて、一二四三年の戦争終結までを叙述する。その間、必ずしもバロン側は法的に有利な立場になかったことが指摘されている。最終的には、コンラート四世の成人とティルスの陥落によりこの戦争は終結するが、その際、キプロス女王アリクスの摂政就任はティルス占領を合法化するための摂政法の新解釈であったとする。そしてアッコン・コミュニティの解散に触れ、それは法の新解釈という皇帝に対抗する新しい方法の発見の結果だとする。しかし、前章

では、法の解釈より力関係が優越することを示したのであり、こ
こでも皇帝側の勢力如何によつては情況は変わっていたであろう。
この叙述の仕方は前章の結論と少し齟齬をきたしているように
思われる。

ともかく、政治的都合に従った摂政法の歪曲は、一二五八年に
も繰り返され、摂政のユーク二世自身が少年であり母后ブレザン
スが更にその摂政になるという異常事態が生じたのは、ジェノア
とヴェニスとの紛争の形勢を逆転させるためであったという。次い
で一二六四年の摂政職を巡る紛争、一二六九年の王位を巡る紛争
を分析し、共に勝利者の方が論拠薄弱であったとして、家臣達は
自分達が認めた支配者を選ぶためには自らが確立した前例をも無
視したと結論する。但し、それぞれの場合の彼等の利害について
は明確に述べられていない。

こうして即位したユーク三世が、一定の強権政策を追求しなが
らも、結局聖地退去を余儀無くされる叙述の後、最後に、シャル
ル・ダンジュの代理人ロジェ・ド・サン・スヴリノの到来を述
べる。これが本書の表題にある一二七七年の事件である。この場
合、自らの原則に忠実ならんとすれば、バロン達はロジェの要求
を拒否すべきであったにも拘わらず、フィーフ没収の脅迫（かつ
てASLに関して詳論された問題）にさしたる抵抗を示すことも
なしに、彼等はロジェをバイイとして受け入れた。この理由とし
て著者は、領主達が経済的に貧困化していたこと、ロジェが強力
な軍事力を持っていたことを挙げ、かくして、再び制裁は役に立
たず、バロン達は彼等の父祖が案出したすべての法規を破壊せざ
るを得なかったと結論する。「家臣達の夢の終結」という最後の

言葉が示す如く、ここでも著者は法書の内容の有効性について疑問を呈しているようである。ただ、本章は多くの内容が盛込まれている割には今一つ未整理であり、ロンバルディア戦争から王位継承紛争に到る長い経過叙述も、必ずしも視点が十分に明確ではないように思われる。

本書の最後には短い結論がついており、もし強力な支配が存在し、領主達がより従順であったなら、王国はより長く存続したであろうこと、彼等は理想主義者ではなく、政治的に応じて自らの法を利用し、或いは覆したことで、防衛の負担の重さと交易の盛衰による影響、彼等の政治理念はバロン運動の尖端を行くものであったが、それは不可能なユートピア的幻想であり、殆ど他に影響を及ぼさなかったこと、その理念は他の類似の環境にあつてはマグナ・カルタに反映していること、を列挙する。そして、ジャン・ド・ヤッファの法書は十字軍国家の最大のモニュメントであるという言葉で本書は結ばれているが、この結びは、その当否は措くとして、少し唐突な印象を与える。

以上、本書の梗概を紹介して来たが、気づいた点についてはその都度指摘して来たので、紙幅の都合からも詳論は避けるが、ただ、一つ疑問に思うことは、本書の主題である領主達の政治理念を考察する際、その主要な史料である法書の成立とその時代背景との関わりが殆ど述べられていない点である。著者は法書中の理

念が現実性のないものであったことを繰り返し強調しているが、何故そうした幻想が法書に盛込まれるに至ったのかを、それぞれの法書の成立時点において説明しなければ、結局、最初に提起された「何故七〇年後には王権が弱体なものとして描かれるのか？」という問題に答えることにはならないだろう。

最後に全般的な所感として、本書は所領経営の分析等にも大きな部分が割かれており、単なる国制史に終わっていない点は注目すべきであるが、総じて、そうした経済的背景と政治過程とが別々に述べられていて、相互の有機的な関連が今一つ明確ではないように思われる。交易の盛衰とバロン運動の消長とを結びつけて述べているのも興味深い点であるが、両者の関連についての具体的な分析はあまり十分ではない。尤も、序文にも主張されている如く、著者の主たる関心は領主達の政治理念にあり、経済的分析はその背景として行なわれるに過ぎない以上、その辺りの限界はやむを得ないかもしれない。

先にも述べた如く、本書は非常に広範な内容を含んでおり、いくつかの不十分な点はあるものの、今後の更なる研究への様々な可能性を提供しているように思われる。この分野の研究が極めて乏しい我国にあっても、こうした研究を一つの出発点として、盛んに研究が行なわれるようになることが望まれる。

(三五一頁 一九七三年 London, Macmillan)

(京都大学大学院生)